

# 議会運営検討協議会

## 報 告 書

### 第2回

#### 【報告事項】

- ◆ 予特委員会の常設化等の検討

平成24年 8月 2日

川崎市議会議会運営検討協議会

## 1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

- (1) 予算審査に係る運用面の更なる充実・改善を図るため、現行の予算審査特別委員会の形式等を踏襲しつつ、次のとおり、運用の見直しを行うべきである。
  - ア できるだけ早期の予算案の公表及び早期の予算議会の開会に努めるよう市長側に要請すること。
  - イ 各会派に対する当初予算案の事前説明を行う機会を設けるよう市長側に要請すること。
  - ウ 予算議会において、代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数を、現行の1日から3日空けるよう見直すこと。
  - エ 既存の常任委員会を活用し、各所管局から、実行計画実施結果及びサマーレビューに関する報告を受ける機会を設けること。
  - オ 総務委員会での一般会計補正予算の議案審査において、必要に応じ、関係理事者として所管局職員の出席を可とすること。
- (2) 予算審査特別委員会の常設化については、これに賛成する意見がある一方で、慎重な立場からの意見もあり、協議会では各委員の意見の一致に至らなかつたため、予算審査特別委員会の常設化は見送ることとした。

## 2 「議会運営の手引き」に関する改正内容の案

上記(1)ウの「代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数の見直し」に関する協議の結果、決算審査特別委員会の議案研究日も参考として、現行の1日から3日に見直すこととなり、これに伴い、次のとおり、議会運営の手引きの改正を行うこととした。

なお、これ以外の内容については、現行の手引きの範囲内、あるいは手引きによらない運用による対応となるので、議会運営の手引きの改正は不要である。

**163 予算審査特別委員会は、議員全員をもって構成し、本会議における代表質問終了後に設置され、1日3日おいて開催される。**

※ 下線部を修正

### 3 議論の概要

#### (1) 予算案の早期公表及び予算議会の早期開会

##### ア 現状

- ・ 予算議会は、例年2月中旬に開会され、おおよそ一月程度開催されている。
- ・ 当初予算案は、告示日（通常、予算議会招集日の1週間前）に市長から記者発表され、あわせて各議員に予算書や関係資料が配付されている。
- ・ 告示日に総務委員会が開催され、所管事務の調査として、財政局から当初予算の概要に関する報告を受けている。また、通常、告示日の翌々日に各常任委員会を開催し、提出予定議案の説明として、各所管局から当初予算議案の説明を受けている。
- ・ 通常、告示日の1週間前頃に、市長側から各会派の正副団長等に対して、予算議案等に関する事前の会派説明が行われている。

##### イ 検討内容

- ・ 代表質問や予算審査特別委員会における当初予算案に関する質疑に際しては、膨大な量にわたる予算案を詳細に分析し、精査することが必要不可欠であり、そのためには相応の期間が必要となる。
- ・ 当初予算案の組替え動議が議会で可決された場合には、予算議案の撤回や再提出が見込まれ、これに対する市長側の対応に相当の期間が必要となる。予算議案の採決が年度末に近い場合には、予算の成立が年度当初に間に合わず、暫定予算による対応となる可能性もあり、新年度の予算執行に支障が生じることも考えられる。
- ・ 国の新年度予算が年初に提示されるため、市の予算編成作業が限られた日程の中で行われていることは理解するが、他都市を見ると、本市よりも早期に当初予算案の公表や予算議会の開会がされている例もある。予算編成作業は自治体によって違いがあり、一概にスケジュールの比較はできないとしても、市民への情報公開の観点からも早期の当初予算案の公表が望まれるところである。
- ・ 上記の理由により、早期の当初予算案の公表及び予算議会の開会が求められるところであるが、予算の編成及び議会の招集は長の権限であるため、この点について市長側に意向を確認したところ、「予算案の公表時期を大幅に早めることは現状では対応が困難と考えているが、課題を整理し、毎年の会期日程の調整の中で予算案の内容を御理解いただけるよう可能な限り対応していきたい。」との回答があった。
- ・ 当初予算案の公表時期は、国の動向等、その年の状況によって変動することが考えられるため、具体的な時期をあらかじめ確定させることは困難な面があるので、市長側の回答にあったように、毎年の会期日程の調整の中で状況に応じて柔軟に対応することが妥当と考えられる。

- ・ 以上のことから、できるだけ早期の予算案の公表及び早期の予算議会の開会に努めるよう市長側に要請すべきである。

(2) 各会派に対する当初予算案の事前説明を行う機会を設けること

ア 現状

- ・ 前述のとおり、当初予算案の公表に先立ち、通常、告示日の1週間前頃に、市長側から各会派の正副団長等に対して予算議案等に関する事前の会派説明が行われている。
- ・ また、会派からの個別の要請に応じて、財政局担当職員から会派に対して当初予算案の内容について説明がされている。

イ 検討内容

- ・ 当初予算案の内容をより一層熟知し、その後の予算議案に対する質疑に活用することを目的として、これまでの会派説明や個別の会派に対する説明を充実させ、新たに全議員を対象として、会派ごとに当初予算案の事前説明を市長側から受ける機会を設けるべきと考えられる。
- ・ 市長側に意向を確認したところ、「現在も、必要に応じて告示後に会派、議員に対して個別に予算案の説明を行っているので、会派単位での説明会を告示後に実施することは可能である。」との回答があったので、そのように取り計らうよう市長側に要請すべきである。

(3) 代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数の見直し

ア 現状

代表質問最終日から予算審査特別委員会までの日数は、現行では1日とされている。

イ 検討内容

- ・ 現状では、代表質問終了後、予算審査特別委員会の開催まで日数が1日と短く、代表質問での答弁内容等を再度精査し、予算審査特別委員会での質疑内容を調整するための日数が不足していると考えられる。
- ・ このため、代表質問最終日と予算審査特別委員会初日との間の日数を増加させるべきであるが、一方で、会期日数を大幅に増加させた場合には、予算議案の採決が年度末近くになり、次年度の予算執行に支障を来たすおそれもあるため、大幅な日数増加は避けつつも、代表質問と予算審査特別委員会との間の日数の更なる増加を図るべきである。
- ・ この点について、市長側に意向を確認したところ、「予算議会の会期末が大幅にずれ年度末近くになると当該年度の事務処理や新年度の準備等の業務が発生することから、大幅な日数の増加ではなく数日程度の日数を設けるのであれば可能と考える。」との回答があった。
- ・ この回答を踏まえ、更に具体的な設定日数を検討したところ、決算審査特別委員会では議案研究日が3日間設定されていることも参考にし、予算議会においては、代表質問最終日から予算審査特別委員会初日までの間の日数を3日間とすることが妥当と考えられるので、その

ように会期内での調整を行うべきである。

(4) 既存の常任委員会を活用し、実行計画実施結果及びサマーレビューに関する報告を受ける機会を設けること

#### ア 現状

- ・ 例年、4月から8月下旬にかけて、市長側では、前年度の実行計画における重点戦略プランの進捗結果や、施策評価結果の検証が行われている。その後、8月下旬に実行計画実施結果の報告書が全議員に資料提供されるとともに、あわせて総務委員会で、所管事務の調査として総合企画局から報告を受けている。
- ・ 例年、7月上旬から8月中旬にかけて、市長側ではサマーレビューを実施し、市の主要施策の取組内容や課題等を全庁的に調整している。その後、例年、8月中旬にサマーレビューの課題一覧表が全議員に資料提供されている。
- ・ その後、例年、9月中旬に予算編成方針が公表され、10月上旬から11月中旬にかけて、市長側では、オータムレビューで主要課題の調整を行い、サマーレビューで確認された方向性等を踏まえ予算編成が行われ、翌年の2月上旬に当初予算案が発表されている。

#### イ 検討内容

- ・ 予算編成過程において、市長側から必要となる情報の提供を受け、予算議会に至るまでの本会議や委員会において、次年度予算の編成に向けて議論を深めていくことは、議会の役割として重要であり、これまで本会議や委員会での質問等や会派からの予算要望など、様々な機会を通じて次年度予算に関する要望がされている。
- ・ 他都市でも、三重県のように、前年度の政策評価や、当初予算調製方針、予算要求状況などについて委員会で調査を実施するなど、予算編成過程において議会が積極的に関わっている例もある。
- ・ 一方で、予算を調製し議会へ提案する権限は長に専属しており、これを議会が侵害することはできず、議会としては、予算議会において長が提案した当初予算案に対して審議し、議決権行使することにより対応すべきであり、予算編成過程における議会の関与については慎重であるべきとの考え方がある。
- ・ これらのこと踏まえ、市長側の意向を確認したところ、「予算編成途中の報告は、内容が意思決定過程に関する情報であり、かつ市長の予算編成権に関する内容であるので慎重に検討する必要があると認識しており、現状の方法で丁寧に対応したい。」との回答があった
- ・ 市長側の回答を踏まえ、再度検討を行った。まず、実行計画実施結果については、事業の実施結果が取りまとめられており、その後の決算審査や次年度予算の審査に向けて非常に有用な内容であるので、議会としても詳細に説明を受けるべきものである。

また、長の予算編成権との関係についても、実行計画実施結果は、

前述のとおり、昨年度の事業の結果が取りまとめられたものであり、現在も全議員に資料提供され、総務委員会で所管事務の調査として報告を受けており、更には、現在も、本会議や決算審査特別委員会等において実行計画実施結果を踏まえた質疑も行われていることなどを考慮すると、これに関する議会での説明の機会を増やしたとしても、長の予算編成権への直接の関与には当たらないと考えられる。

- ・ サマーレビューの課題一覧表についても、サマーレビューの結果の概要を把握するために有用な資料であるので、議会として説明を受けるべき資料と考えられる。この課題一覧表は、現状で全議員に資料提供されており、新たに各常任委員会で報告を受ける機会を設けたとしても、長の予算編成権の侵害にはつながらないと考えられる。
- ・ 上記のことから、長の予算編成権を侵害しないよう配慮しつつも、議会審議の更なる充実の観点から、既存の各常任委員会を活用して、実行計画実施結果とサマーレビューの課題一覧表について各所管局から詳細な説明を受ける機会を設けるべきである。
- ・ なお、現在、資料提供を受けている実行計画実施計画の報告書やサマーレビューの課題一覧表は、各常任委員会での所管事務報告を想定して作成された資料ではないので、今後、各常任委員会での所管事務報告の実施に向けて、関係局には資料作成のあり方等の対応について配慮を願いたい。

## (5) 総務委員会での一般会計補正予算の審査における所管局職員の出席

### ア 現状

- ・ 一般会計補正予算は、複数の委員会へ分割付託せず、財政局を所管する総務委員会に付託されている。
- ・ 議会運営の手引きでは、委員会は必要により他の所管局職員の出席を求めることがあるとされているが、一般会計補正予算は関係課が広範囲になることや、議案審査の常任委員会が同時開催され関係理事者の出席が事実上困難なことなどから、総務委員会における一般会計補正予算の審査に際しては、財政局職員のみ出席し、事業の所管局の職員は出席しない取扱いが慣例となっている。
- ・ しかし、補正予算の内容によっては、事業の所管局の職員に出席を求め審査を行うことが望ましい場合もあり、平成23年度の総務委員会において、委員から関係理事者の出席について問題提起がなされ、これを受けて、その後の正副委員長会議において、総務委員長から一般会計補正予算の審査のあり方について検討願いたいとの申出があった。

### イ 検討内容

- ・ 事業所管局の職員に対して直接質疑を行うためには、一般会計補正予算を各常任委員会に分割付託する方法も考えられるが、本市では、一部の例外を除き原則として議案の分割付託は行っておらず、特に予

算議案は、予算の一体性を重視して、議案を分割せず一つの委員会に付託し審査する取扱いとしている。

- 市長側に意向を確認したところ、「原則として、財政局による審査で対応したいが、関係理事者の出席の必要性が想定される場合には、総務委員会の正副委員長と相談したい。」との回答があった。
- この回答を踏まえ検討したところ、一般会計補正予算の付託のあり方は変更せず、現状のとおり総務委員会への付託とし、原則として現状どおり財政局で対応することとする。なお、補正予算の内容によって事業所管局職員の出席が必要と判断される場合には、関係理事者として当該事業所管局の職員の出席を認める取扱いとすべきである。

#### (6) 予算審査特別委員会の常設化

予算審査特別委員会の常設化については、各委員の意見の一致に至らなかつたため見送ることとなったが、各委員からの意見の概要は次のとおりである。

##### ア 常設化に賛成の意見の概要

- サマーレビュー オータムレビュー、予算要求のタイミングで、次年度予算に向けた議論を行うことが必要であり、サマーレビュー オータムレビューにおいて施策のプライオリティーの議論に参加することは重要であると思う。そのためには、予算委員会の常設化を行うべきである。
- サマーレビュー オータムレビューにおいて、ある程度詳しい説明を行政から受けることができれば、予算編成状況の概略を把握し、市民の意見を議会サイドから応援することが可能となる。これらは現状でも可能であるが、新たに予算常任委員会を設置することにより、緊張感を持って取り組むことが可能になると思われる。
- 決算と予算の連動を図り、前年度の政策評価等を通じて翌年度の市政運営方針や予算編成に関連させるべきであると考えることから、予算委員会を常設化し決算審査の機能も持たせ、オータムレビューの時点で、前年度決算を踏まえて次年度予算の枠組みを分科会で審議し、次年度予算の編成につなげていくなど、行政と議会がやり取りする機会を増やしていくべきと考える。
- 決算と予算の連動を図るために、年度中における施策の進行チェックが必要であり、施策の進捗状況をしっかりと見定めた上で次年度予算につなげていくべきである。予算委員会を常設することにより、予算の視点から施策の議論が可能となるので、施策のチェックが非常に容易になると思われる。
- 例えば9月頃であっても、行政から次年度の施策の方向性などの概要の報告を受けることは可能と思われるため、その段階から、適宜議会としての意見を伝え、行政に検討を求めるることはよいのではないか。

- ・ 予算議会における当初予算議案に対する審査は、フロンティアプランや実行計画に基づいて作成された予算議案を審査するため、その時点では議会側からの修正等が難しく、特に一般会計予算は対象が広範囲であるため、部分的な修正であっても技術的に困難な面がある。予算議案が作成されていく過程での議会や議員の関わりが重要であり、そのような観点から、予算委員会の常設化は有効な手段と思われる。
- ・ 予算審査の更なる充実のため、予算委員会を常設化し、分科会方式を導入すべきである。また、予算全体に対する質疑の機会も必要があるので、分科会方式にした場合でも全体会を開催し総括質疑を行うこととすべきである。
- ・ 分科会方式とすれば、分科会の同時進行が可能となるので、効率的な審議が可能となり、全体としてゆとりのある審査日程が設定できると考えられる。
- ・ 少数会派への配慮は必要があるので、全委員による総括質疑を設けるべきと思うが、款別予算の審査に対しては、分科会方式のように少人数で詳細に行うべきである。
- ・ 予算委員会の常設化は必要であるが、これまでの歴史の積み重ねもあるので、予算審査方法の激変は好ましくない。そのため、全員参加での総括質疑は必要であるし、分科会の設置数は2～3程度とするのがよく、質疑時間については1人おおむね30分程度という現在の目安を継続すべきである。

#### イ 常設化に慎重な意見の概要

- ・ 予算審査特別委員会の常設化については、様々な解決すべき課題があり、将来的には、常設化や新たな委員会の設置等を考慮することもあり得るが、現状で特段の問題はないので、現行の予算審査特別委員会による審査を継続すべきである。

しかし、現状を全て継続させるのではなく、より一層充実・改善を図るべき点もあるため、現状の運用の中で見直しを行うべきである。当初予算の公表時期の早期化や、各会派正副団長に対する会派説明を充実させ、各会派を中心に全議員に対して説明を行う機会を設けることを提案したい。

- ・ 現状でも、各定例会における代表質問、一般質問、決算審査特別委員会や、常任委員会における所管事務の調査等において、次年度予算に向けた議論が行われている。予算の提案権は市長にあり、それまでの本会議や委員会における議員からの意見を踏まえ、市長の判断が当初予算案として提案されるものである。議会はこれを予算議会においてチェックし、議会の意思が反映されていないと判断するならば、予算の組替えや修正を行うことができる。現状の方式でも、予算編成に関する議論や議会としてのチェックは十分に可能であり、議会として対応できることは多々あるので、まず、現状で可能なことを行うべき

である。

- ・ 二元代表制においては、議会に予算の編成権や提案権はなく、予算編成過程において議会がどの程度関与できるのか疑問があり、予算委員会を常設化し、編成過程において議員が次年度の施策について意見をしたとしても、市長の判断が当初予算案として明らかにされ、予算議会における予算議案の審査で結論を出すことは変えようがなく、その点は予算審査特別委員会を常設化したとしても可能になるとは考えられない。予算編成過程への議会の関与は慎重であるべきと考える。
- ・ サマーレビュー やオータムレビューにおいて議会が関与することになると、議員からの陳情合戦になってしまい、議会本来のチェック機能が損なわれてしまう懸念がある。
- ・ 予算の編成過程の時期に、次年度予算に関する議論の機会を新たに設けたとしても、新たな施策を行うためには予算の裏付けが必要であり、過程の段階では、行政は明確に答えることは不可能である。
- ・ 予算編成権は市長にあり、議決権は議会にあることを明確にすることが重要であり、その前提を認識した上で、サマーレビュー等の報告を既存の常任委員会で受けることには、やぶさかではない。
- ・ 全般的に、決算議案に対する議員の関心は低く感じられ、決算審査特別委員会においても、質疑の中で予算要望がされるなど事実上的一般質問となっている状況も見受けられる。予算委員会の常設化の前に、予算審査や決算審査のあり方を、まず議員間の共通認識とする必要があると考えられる。
- ・ 決算の予算への反映は重要であるが、現行の決算審査特別委員会において、決算を重視して充実した審議を行うことにより対応すべきである。
- ・ 現状では、常任委員会での質疑時間に制限がないので、予算委員会の少人数化については慎重に考える。また、一部の議員による委員会構成とすると、議員間の共通認識とならず、一部の議員のみの負担となるなどの問題があるので、現状の1委員会制がよいと考える。
- ・ 現行の方式は、少数会派や無所属議員にも配慮された方式であり、分科会化や少人数化とするとその配慮に欠けると思われる。予算全体に対する議論が保障されることが大前提であり、全員構成による現行の審査方法は評価できる。

# 資料編

① 予算議案の審査に関する政令指定都市の状況――――――	10
② 各政令指定都市の予算審査方法――――――――――――――	11
③ 予算審査特別委員会のあり方等に関する各委員作成資料	
・尾作 均委員（代理：山崎直史議員）――――――――――	15
・浜田昌利委員――――――――――――――――――――	16
・織田勝久委員――――――――――――――――――	17
・井口真美委員――――――――――――――――	18
・月本琢也委員――――――――――――――――	19
④ 予特の常設化等に関する各委員の意見――――――――	20

## 予算議案の審査に関する政令指定都市の状況

(平成24年2月現在)

### 1 常任委員会で審査

各所管常任委員会	7市	相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、岡山市
予算常任委員会	1市	さいたま市

### 2 特別委員会で審査

1委員会（全議員）	3市	仙台市、川崎市、広島市
1委員会分科会方式	6市	
○2分科会（全議員）	(1市)	千葉市
○3分科会（全議員）	(3市)	京都市、神戸市、北九州市
○5分科会（全議員）	(1市)	福岡市
○6分科会（全議員）	(1市)	堺市
複数委員会		
○2委員会（全議員）	2市	札幌市、横浜市

## 各政令指定都市の予算審査方法 (平成23年版)

	名 称	構 成	審査日数、日程等	審査・採決方法	質問者数	説明員	備 考
札幌市	第一部予算特別委員会 第二部予算特別委員会  第一部予算特別委員会（33人） （総務委員、財政市民委員、文教委員） 第二部予算特別委員会（33人） （厚生委員、建設委員、経済委員）	議長を除く全議員を2分  （正副委員長互選1日、質疑4日、討論・採決1日） ※提案説明は本会議初日 2月17日～3月7日	6日（※） （正副委員長互選1日、質疑4日、討論・採決1日） ※提案説明は本会議初日 2月17日～3月7日	書類審査を行わず、局単位で審査。委員会最終日に採決を行う	第一部 延べ44人 第二部 延べ52人	局ごとに課長職以上の職員	（※）平成23年は市議選があったため、日程を短縮して実施 通常は、審査日数10日（うち質疑8日）
仙台市	予算等審査特別委員会	全議員（57人）をもって構成	11日（予備日1日含む、互選除く） （審査〔一般・特別会計6日、企業会計3日〕 9日、総括質疑、討論・採決1日、予備日1日含む、互選除く） 2月28日～3月14日	各会計、款ごと。当初予算、補正予算に密接に関係する条例、事件案件等は特別委員会へ付託。総括質疑終了後、討論・採決を行う	延べ70人	市長、副市長、企業管理者、危機管理監、局長、区長及び会計管理者をはじめとする課長以上の職員（※）	（※）平成23年のみ震災復興本部長が出席した。
さいたま市	予算委員会	20人	9日 （資料要求1日、常任委員会所管別審査7日、総括質疑・討論・採決1日） 2月7日～3月1日	常任委員会の所管ごとの審査の後、総括質疑（市長、副市長）を行い、その後討論採決を行う。審査結果を本会議にて報告の後、討論・採決を行う	— ※集計せず	市長、副市長、水道事業管理者、教育長、各局長、各部長、各課長 ※市長、副市長、水道事業管理者は総括質疑のみ出席 ※区長は除く	内容については、当初予算。その他、定例会ごとに補正予算の審査を実施
千葉市	予算審査特別委員会 第1分科会 第2分科会	全議員（常任委員会を2分する。） 第1分科会（27人） （総務委員、教育未来委員、環境経済委員（経済農政局、農業委員会所管）の半数） 第2分科会（27人） （都市建設委員、保健消防委員、環境経済委員（市民・環境局所管）の半数）	5日 （正副委員長互選・総括説明1日、分科会審査3日、分科会報告（一覧表にして配付）・意見表明・採決1日） 2月22日～3月3日	書類審査は行わず、局単位で審査。委員会での採決の後、本会議にて委員長報告、討論、採決を行う	各会派2人まで（分科会）	各局・部・課長が対応。 ※各局審査の際に財政局出席	
横浜市	予算第一特別委員会 予算第二特別委員会	全議員いざれか一方の委員会に所属する。 予算第一特別委員会（46人） （経済・港湾委員、こども青少年・教育委員、健康福祉・病院経営委員、建築・都市整備・道路委員） 予算第二特別委員会（46人） （政策・総務・財政委員、市民・文化観光・消防委員、温暖化対策・環境創造・資源循環委員、水道・交通委員）	7日（※） （日程協議1日、局別審査〔第一、第二特別委員会それぞれ〕5日、採決1日） ※局別審査の後、各常任委員会へ審査委嘱 2月22日～3月18日	それぞれの特別委員会で採決を行い、その後本会議で議決 審査委嘱を受けた常任委員会では質疑のみを行う	延べ138人	局別審査は副市長、局長及び部長級職員。市民局関係審査の際、区長会の議長区及び幹事区の区長が2名出席（※）	（※）平成23年は、震災のため、総合審査を行わなかつた。通常、総合審査は、2委員会合同で1日実施し、市長以下部長級職員が出席

	名 称	構 成	審査日数、日程等	審査・採決方法	質問者数	説明員	備 考
相 模 原 市	各常任委員会へ付託	5 常任委員会 総務分科会（11人） 民生分科会（10人） 環境経済分科会（10人） 建設分科会（11人） 文教分科会（10人）	1～2日（各常任委員会） 2月28日～3月4日（原則1日1委員会開催）	委員会で所管部分の説明、質疑から採決まで行い、本会議最終日に委員長報告、質疑、討論、採決を行う	一 ※通告制をとっていないため、集計せず	副市長以下課長級職員まで	
新 津 市	各常任委員会へ付託	4 常任委員会 総務常任委員会（14人） 文教経済常任委員会（13人） 市民厚生常任委員会（13人） 環境建設常任委員会（14人）	5日 (審査4日、意見・要望・採決1日) 3月9日～3月16日	委員会で他の議案と併せて部ごとに各課審査、採決。議会最終日に委員長報告、質疑討論の後採決	一 ※通告制をとっていないため、集計せず	通常は、部長・区長、課長	
静 岡 市	各常任委員会へ付託	6 常任委員会 総務委員会（9人） 生活文化環境委員会（9人） 厚生委員会（9人） 経済消防委員会（8人） 都市建設委員会（9人） 上下水道教育委員会（9人）	2日 3委員会ごとに分けて審査 3月10日～3月11日 3月14日～3月15日	局単位で審査。概ね委員会最終日に分割付託を受けた部分の採決を行い、本会議最終日に委員長報告、質疑、討論・採決を行う	一 ※通告制をとっていないため、集計せず	総括課の課長。ただし、一般会計歳入予算は調整室長が一括説明	
浜 松 市	各常任委員会へ付託	5 常任委員会 総務委員会（10人） 厚生保健委員会（9人） 環境経済委員会（9人） 建設委員会（9人） 文教消防委員会（9人）	1日（各常任委員会） 3月8日	各常任委員会において採決し、本会議において委員長報告、質疑、討論、採決を行う	一 ※通告制をとっていないため、集計せず	各部長、各課長	
名 古 屋 市	各常任委員会へ付託	6 常任委員会 総務環境委員会（13人） 財政福祉委員会（13人） 教育子ども委員会（12人） 土木交通委員会（12人） 経済水道委員会（13人） 都市消防委員会（12人）	9日 (質疑〔資料要求含む〕2日、資料質疑・質疑2日、総括質疑3～4日〔委員会により異なる〕) 総括質疑・意思決定1日) 4月18日～4月26日（※）	局単位で審査。委員会最終日、採決を行う。また、本会議最終日に委員長報告の後、採決	一 ※通告制をとっていないため、集計せず	各局長以下課長級以上の関係者 ※市長、副市長は要請があれば総括質疑に出席	（※）平成23年は3月に解散に伴う市議選が行われたため4月に予算審査を実施
京 都 市	普通予算特別委員会 第1分科会 第2分科会	普通予算特別委員会（46人） 第1分科会（23人） 第2分科会（23人）	7日 (正副委員長互選等1日、局別質疑3日〔2分科会同時開催〕、市長総括質疑2日、討論結了1日)	両委員会とも付託議案に対して採決を行う。また、本会議において委員会報告書を席上配布し、委員長報告等を行った後、採決を行う	普通予算特別委員会：延べ125人 公営企業等予算特別委員会：延べ27人	市長総括：市長、副市長、公営企業管理者（公営予算のみ）ほか 局別質疑：各局長、部長ほか ※区長は出席せず	※平成24年から予算特別委員会（3分科会）に見直し
	公営企業等予算特別委員会	公営企業等予算特別委員会（23人）	7日 (正副委員長互選等1日、局別質疑3日、市長総括質疑2日、討論結了1日) 3月1日～3月14日				

	名 称	構 成	審査日数、日程等	審査・採決方法	質問者数	説明員	備 考
大 阪 市	各常任委員会付託	6 常任委員会 財政総務委員会（15人） 文教経済委員会（15人） 民生保健委員会（15人） 計画消防委員会（15人） 建設港湾委員会（15人） 交通水道委員会（14人）	8 日程度 (予算説明等 1 日、実地調査〔施設視察〕 1 日 (実施しない委員会あり)、質疑 5 日〔4 日の委員会もあり〕、態度決定（採決） 1 日) 2 月 23 日～3 月 16 日	予算及び同関連案件を 6 常任委員会に分割付託し、付託された議案を審査する（局別審査は行っていない）。予算の議決を行う本会議（最終日）開議前に 6 常任委員会を開催し、態度決定を行う	83 人	関係理事者課長級以上が出席 ※市長、副市長及び区長は出席要請があった場合のみ出席	
堺 市	予算審査特別委員会 総務財政分科会 市民人権分科会 健康福祉分科会 産業環境分科会 建設分科会 文教分科会	議長を除く全議員構成 総務財政分科会（9人） 市民人権分科会（9人） 健康福祉分科会（8人） 産業環境分科会（8人） 建設分科会（8人） 文教分科会（9人）	6 日 (全体会議〔正副委員長互選、分科会設置〕 1 日、各分科会審査〔2 分科会同時開催〕 3 日、全体会議〔分科会報告、総括質疑、討論、採決〕 2 日) 2 月 23 日～3 月 10 日	一般議案とともに大綱質疑 3 日、その後予算審査特別委員会を設置、付託。常任委員会と同じ委員で構成する分科会を開催し、予算案を審査する。全分科会での審査終了後、全委員出席での分科会報告、総括質疑、討論、採決を行う	各分科会： 26 人 総括質疑： 13 人	各分科会：所管課長級以上（区長含む） ※市長、副市長等特別職は原則出席しない、文教分科会には教育長出席 総括質疑：市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、代表監査委員、所管課長級以上（区長含む）	
神 戸 市	予算特別委員会 第1分科会 第2分科会 第3分科会	正副議長を除く全議員構成 第1分科会（21人） 第2分科会（21人） 第3分科会（21人）	11 日 (正副委員長互選、分科会審査日程協議等 1 日、各分科会審査 7 日、総括質疑 1 日、意見表明 1 日、意見決定 1 日) 2 月 23 日～3 月 10 日	3 分科会での局別審査。 市長への総括質疑後、各会派意見表明、その後採決により意見決定を行う	延べ 98 人	各分科会：各局長、各公営企業管理者、教育長等 総括質疑：市長、副市長等	
岡 山 市	各常任委員会へ付託	6 常任委員会 総務委員会（9人） 保健福祉委員会（9人） 環境消防水道委員会（9人） 経済委員会（9人） 建設委員会（9人） 市民文教委員会（8人）	1～2 日（※） (1 日目は各常任委員会が同日一斉開催するが、2 日目以降については、各常任委員会の審査状況によって日数が異なる。) 3 月 7 日～3 月 9 日	他の議案と併せて各常任委員会において、審査、採決を行う。 本会議最終日に委員長報告、質疑、討論の後、採決を行う。	一 ※通告制をとっていないため、集計せず	局ごとに課長職以上の職員 区長は出席要請があつた場合のみ出席 市長は出席しない。	（※）平成 23 年は市議選があったため、日程を短縮して実施 通常の審査日数は 1～5 日

	名 称	構 成	審査日数、日程等	審査・採決方法	質問者数	説明員	備 考
広 島 市	予算特別委員会	議長を除く全議員構成	14日 (運営協議1日、常任委員会所管別審査11日、総括質疑1日、討論・採決1日) 2月26日～3月25日	書類審査を行わず、常任委員会の所管別審査。最終日、討論・採決を行う	延べ128人	所管別審査以外:市長、副市長、会計管理者、教育長、各局長、関係次部課長(運営協議は財政課長のみ) 所管別審査:市長、副市長、会計管理者(総務関係のみ)、教育長(文教関係のみ)、病院事業管理者(厚生関係のみ)、財政局長、各所管局長及び関係次部課長	
北 九 州 市	予算特別委員会 第1分科会 第2分科会 第3分科会	3分科会(全議員構成) 第1分科会(20人) (総務財政、建築消防委員会関係) 第2分科会(21人) (環境建設、保健病院委員会関係) 第3分科会(20人) (教育水道、経済港湾委員会関係)	7日 (全体会〔正副委員長互選、分科会設置等〕1日、分科会局別審査4日、各分科会審査〔市長質疑〕1日、分科会報告まとめ、全体会で採決1日) 6月14日～6月27日(※)	書類審査を行わず、分科会にて局単位で審査。委員会最終日全体会で採決。その後、定期例会中に委員長報告、質疑、討論・採決を行う	延べ34人 ※市長質疑のみ集計	市長(分科会は市長質疑のみ)、各局長病院、水道、交通事業管理者、会計管理者以下課長職以上の職員	(※)通常は、3月に審査するが、平成23年は市長選挙があったため、3月は暫定予算議案を常任委員会で審査し、6月に特別委員会で当初予算議案の審査を行った。
福 岡 市	条例予算特別委員会 第1分科会 第2分科会 第3分科会 第4分科会 第5分科会	全議員構成 ※常任委員会と同じ構成員、所管の分科会設置 第1分科会(13人) 第2分科会(13人) 第3分科会(13人) 第4分科会(12人) 第5分科会(12人)	9日(※) (総会〔正副委員長互選・付託等〕1日、分科会審査4日、分科会報告書作成1日、総会〔質疑〕2日、総会〔意見開陳・採決〕1日) 3月2日～3月11日	新年度議案全てを条例予算特別委員会に付託、総会及び分科会で審査、総会最終日に採決後、本会議最終日に審査結果報告、採決	13人 ※総会質疑のみ集計	総会:市長、副市長、局長及び関係部署部長級以上の職員 分科会:所管局長及び課長職以上の職員	(※)平成23年は市議選があったため、日程を短縮して実施 通常は、審査日数12日(うち分科会審査6日、総会〔質疑〕2日)
川 崎 市	予算審査特別委員会	全議員構成(63人)	4日 (正副委員長互選・審査1日、審査3日) 3月3日～3月8日	書類審査を行わず、議場にて質疑を実施。予算に関係する議案等を審査する委員会との関係で採決は行わず、結論は本会議に譲る	53人	市長、副市長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長及び会計管理者	

## **予算審査特別委員会のあり方について**

市民の皆様の生活を支える本市予算の主な財源は税金であって、その審議の場となる予算審査特別委員会が果たす役割の重要性については論を俟たない。

これまでもそのあり方について様々な議論がなされてきたものの、ここで改めて検討協議会として自由討論となることは歓迎されるべきことであって、わが党としてもより積極的な提言を発信していきたいと考えている。

各委員の発言時間の多寡やその内容のレベル云々は今日まで議論されてきたが、それらの検証については有権者に委ねられるべきであって、今回は主に手続き面から以下の2点について現行の問題点を提起したい。

### **<調査・研究期間の改善について>**

一般会計、公営企業会計、特別会計含め総額1兆円を超える予算だけに議場での審査の前に調査・研究の為の時間を十分に確保する必要がある。

現行における3月半ばの採決では仮に予算組み替え動議等が可決された場合、予算執行に支障をきたす恐れがあることから予算配布や採決時期の前倒し化等が求められるのではないか。

### **<予算承認後の検証手法について>**

議会は行政の追認機関になっているとの誇りがあるが、そのような批判に対して川崎市議会としてどのように対峙していくのかという視点からの改革が求められている。

予算審査特別委員会においてはその審議内容はともかくも行政側の予算案に対して最終的には修正無く承認をするというのが今日までの流れであった。

その後の検証については決算審査特別委員会の果たす役割が大きいが、「既に使ってしまったものは仕方がない」という追認の結論になりがちであって、年度途中における検証手法の充実が図られるべきではないか。

自由民主党川崎市議団  
議会運営検討協議会 尾作 均  
(代理 山崎 直史)

## A. 3月議会の予算委員会に分科会方式を導入する

1、概要 2つの分科会(各3日ずつ)プラス総括質疑(1日)で、より丁寧・緻密かつ効率的に予算案を審議する分科会については、各議員が第1分科会または第2分科会のいずれか一方にのみ所属する

第1分科会：総務・市民委の理事者が出席し、総務・市民委の予算案を審議  
(総務、総企、財政、教育、市民・こども、経労、港湾局)

第2分科会：健福・まち・環境委の理事者が出席し、健福・まち・環境委の予算案を審議  
(健福、病院、消防、まち、建緑、環境、上下水道、交通局)

総括質疑は、現行の予特と同様に、全議員が参加し、市長はじめ全局長が出席、全予算案を審議  
一人あたりの質問時間は現行と同様に30分以内とする

⇒ おおむね10時から15時までの審議となり、15時以降は答弁調整の時間となる

## 2、構成

		A会派	B会派	C会派	D会派	E会派	F会派	G会派	計
①第1分科会	30名	8 委員長	6	7	5	3	1		30
②第2分科会	30名	8 委員長	7	6	5	3		1	30
	計	16	13	13	10	6	1	1	60

③総括質疑 60名全員  
※分科会の委員長・副委員長との兼任可とする

## 3、第1日目～第6日目 分科会

時間配分：現行と同様に 質問者数 × 30分(以内)

※総括質疑者は分科会で質問しないこととする(無所属会派は除く)

会派	A会派	B会派	C会派	D会派	E会派	F会派	G会派	計	合計時間(分)
第1分科会の質問者数	7	5	5	4	3	1		25	
質問時間(分)	210	150	150	120	90	30		750	
質問者数	1日目	2	2	1	2	1	1	9	270
	3日目	2	2	2	1	1		8	240
	5日目	3	1	2	1	1		8	240
第2分科会の質問者数	7	6	6	4	2		1	26	
質問時間(分)	210	180	180	120	60		30	780	
質問者数	2日目	2	2	2	2			9	270
	4日目	2	2	2	1	1		8	240
	6日目	3	2	2	1	1		9	270

## 4、第7日目 総括質疑

時間配分：10時～15時の審議時間4時間(240分)を会派の議員数で比例配分  
ただし上限を30分とする

会派	A会派	B会派	C会派	D会派	E会派	F会派	G会派	計
人数	16	13	13	10	6	1	1	60
4時間(240分)を配分	64	52	52	40	24	4	4	240

調整後の時間配分(分) 30 30 30 30 30 10 10 170 ※13時50分頃終了

## 5、できれば、代表質問のあと3日間ぐらい日程を空けてから予算委員会を開催するようにしていただきたい

## B. 9月議会の決算委員会も、予算委員会と同様に分科会方式を導入すべきと考える

## C. 予算委員会の常設化について

- ① 補正予算案が出された場合には予算委員会で審議する
- ② サマーレビューに出す予定のものについて、6月議会の予算委員会で報告を受けることとする
- ③ サマーレビューの結果について、9月議会の予算委員会で報告を受けることとする
- ④ オータムレビューの結果について、12月議会の予算委員会で報告を受けることとする

以上の①～④の観点から常設化が必要と考える

## 予算委員会のありかたについて

### (1) 予算（決算）委員会の常設化を図る。

議会が負託をうけてから予算の審査をおこなう現行の方式では、審査期間が限られており、詳細に検討をおこなうことは難しいと思われる。

むしろ、予算・決算常任委員会として、予算と決算を連動させることにより前年度の実績を政策評価などを通じて翌年度の市政運営方針や予算編成に関連付けることを目指すべき。予算審議と決算審議の機能を合わせて持たせる方が合理的、効率的と考える。

三重県議会では、前年度の県政運営と本年度、さらに次年度の予算編成へと連動される取り組みをしていることが参考になる。

三重県では、前年度の総括と本年度の取り組み方向をとりまとめたシートなどからなる「県政報告書」を毎年7月に作成している。

この報告書が未定稿の段階で6月議会にしめされて、各常任委員会で調査をおこない、この意見のまとめを参考に7月に予算決算常任委員会を開催して、予算決算の視点から総合的、総括的な調査をおこなっている。

さらに、予算決算常任委員会を常設することにより、補正予算の審議と複数の所管の委員会にまたがる事案についても審議をおこないやすくなるメリットも考えられる。

### (2) 予算（決算）常任委員会のイメージ

全員委員会である予算特別委員会のメンバー構成は、当面現在のままとして（全員の審議の機会を保障することを前提として）総括的な議論を目的とする全体会のような位置づけに変更をする。

委員会のメンバーは、常任委員会ごとの編成にすることも可能であろうし（常任委員会と予算決算委員会での審議内容を分担することで）、20名程度のメンバー構成であらたな委員会を発足させても良いのではないかと考える。

予算（決算）常任委員会は、翌年度の政策についての意見、提言を早い段階から、市長から予算が提出される前からの予算編成過程で示し、その比較考量から最終的な予算案について可決、修正、否決を議決することができるようになる

文責 織田

## 議会運営検討協議会にむけて～予算審査特別委員会のありかたについて

2012年4月17日 日本共産党 井口真美

本協議会では、現行の予算審査特別委員会の問題点について議論がありました。それをまとめるとおよそのようになると認識しています。

- ① 予算案の発表と3月議会の開催日があまりに近く、また、3月議会の日程が、代表質問終了後、1日開けてすぐ予特ということで、予算案を十分に吟味する余裕がない。
- ② 3月議会の数日の予算の審議では、議会での指摘が予算に反映されず、ほとんど行政の言いなりになる。また、決算審査特別委員会の議論がどう反映されているかわからないので、予算案が決まる前から議員の意見を反映させるために、予算を議論する場をつくるべきである。
- ③ 4日間、市長以下すべての局長を拘束し、ほとんど答弁のない局長がいるなど、効率的でない。他都市のように分科会形式にすれば、効率的になる。
- ④ 本予算は予特、補正予算は総務委員会と、議論する場所が違い、補正是答弁も財政局のみになる。
- ⑤ 決特、予特の質問でも、一般質問とたいして変わらない質問が多く、意味がない。

一方、2人の無所属議員から、少数会派、無所属議員の質問権の保障を求める意見があり、これは、分科会方式にして、市長以下すべての局長が出席する総括質疑を行うことで保障できるのではないかという意見もありました。これらの議論に対し、私は以下のように考えます。

確かに市長が予算案を発表するのは早くできると考えます。この間も国がなかなか予算を示さないとき、前年度の制度で予算を組みあとで補正しており、それで大きな齟齬がないならば、予算案は早く発表させることは可能であると考えます。

しかし、二元性のもとでは、議会は、市長と共同して予算を編成するのではなく、予算編成権はあくまでも市長の専権事項であり、これを受けて議会は審議するものです。予算案に議会の意思が反映していないと考えるなら、予算の組み替え、修正案で対応すべきであり、その時間を保障するという点で、議会日程を検討するべきです。予算に対する議会の意思、議員の指摘は、予特、決特で当然示されるだけでなく、市民の要望を受けて一般質問や委員会での審議でも予算への意思が示されます。1年間のそうした積み重ねの中で予算が編成されているのであり、議員の意見が反映されていないというのであれば、それは市長の意思だからです。その市長の意思の是非を判断するのが3月議会であり予算審査です。私は、現行の3月議会での予特でその役割は果すことができると考えます。

分科会形式についてですが、市民の暮らしは局の壁を越え、さまざまな分野に及んでいます。それを全員の議員が全員の局長とともに議論することに意義があると考えます。

補正予算の審議については、私の実感では財政局は原局と調整したうえでかなり詳しい答弁をしています。必要なら、関係理事者として原局を同席させるという方法で審議できると考えます。

以上の点から、私は、本市の議会として、この予算審査のあり方を改善するとすれば、十分な予算案の審査の時間を取りることは必要ですが、委員会の形式を変えることではなく、予特や決特、一般質問、委員会での議論を旺盛に行い、予算案に対する議案提案権行使することで活性化することが大事ではないかと考えます。

以上

## 予特委員会の常設化等について

議会運営検討協議会

委員 月本琢也

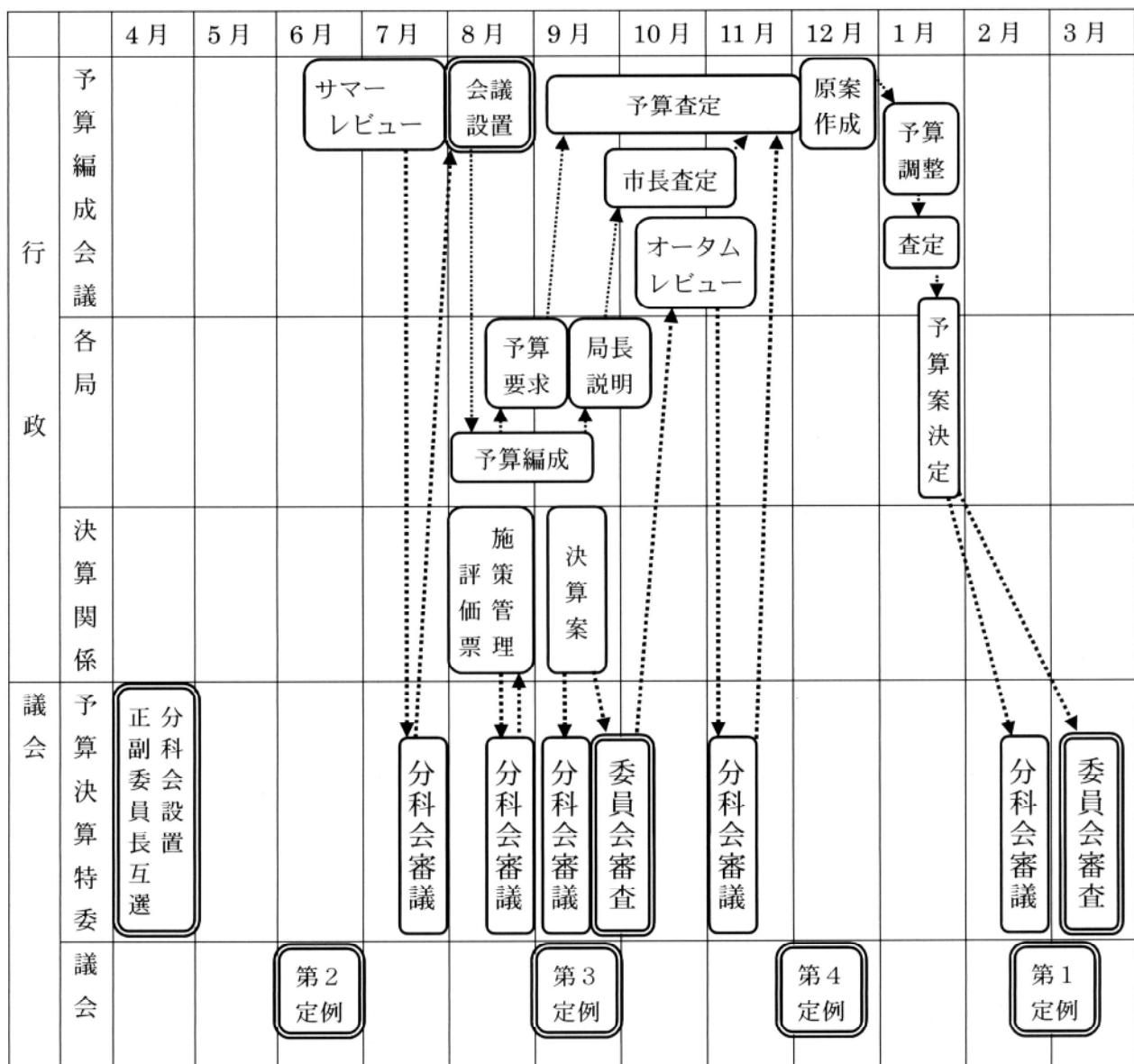
## ① 常設化の目的

議会における予算及び決算の審議と、市民満足度とコストの両面を加味した政策評価とを連動させ、より、実質的な審議を可能にする。

## ② 開催方法

- ・予算決算特別委員会（仮称）：分科会方式で、予・決算議会における年2回の総会形式をとる。
- ・一般会計補正予算（分科会審査）を含めた予決算に関わる審議を行う。
- ・分科会は、第1から第5までとし、常任委員会と同じ区分とする。

## ③ 年間計画として、どのように策定過程を考えるか。



## ④ 審議時間の増加と、事務量の増加への対応について

- ・質問通告や資料の電子化などで、効率的・効果的審議が進められる運営を進める。

## 予特の常設化等に関する各委員の意見

	予算委の常設化	分科会の設置	当初予算審査	補正予算審査	サマーレビュー等の報告	決算審査	その他
尾作委員 (山崎議員)	現状どおり	---	---	---	---	---	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算配布時期、採決時期の早期化</li> <li>・予算承認後における年度途中の検証手法の充実</li> </ul>
浜田委員	常設化 (予算委員会)	2分科会	<p><b>【分科会】</b>            開催日数:各3日(計6日間)            発言時間:1人30分以内  <b>【総括質疑】(分科会後に実施)</b>            開催日数:1日            発言者数:各会派1名ずつ(無所属含む)            発言時間:所属議員数で比例配分(上限30分)</p>	予算委員会で審査	予算委員会で報告を受ける <ul style="list-style-type: none"> <li>・サマーレビューの予定を6月議会中に報告</li> <li>・サマーレビューの結果を9月議会中に報告</li> <li>・オータムレビューの結果を12月議会中に報告</li> </ul>	予算委と同様に分科会方式により決算委を開催	代質と予特との間に3日程度日程をあける
織田委員	常設化 (予算・(決算)常任委員会) (全体構成の予算特別委員会も残す)	5分科会 (常任委員会ごとの編成) (*又は20名程度の委員構成)	全体会の位置付けは残しつつ、分科会又は少人数の委員会で審査	予算(決算)常任委員会で審査	委員会で調査を行う。(三重県を参考) <ul style="list-style-type: none"> <li>・県政報告書(案)を6月議会中に各常任委員会で調査</li> <li>・7月に予算決算常任委員会で総合的な調査</li> <li>・予算編成過程で翌年度政策についての意見、提言を示す</li> </ul>	予算(決算)常任委員会で審査	現行の予算審査特別委員会や決算審査特別委員会は、全員構成による総括的な議論を目的とする全体会のような位置付けとする
井口委員	現状どおり 予算議会に予特を設置	---	現状どおり 全員構成で審査	総務委員会で審査 (必要に応じて関係理事者として原局が出席)	---	---	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の組替え等への対応に関する時間の保障のため議会日程を検討すべき</li> <li>・委員会の形式は変えず、予算の組替えや修正を積極的に行うなど、既存の枠組みの中で活性化を図る</li> </ul>
月本委員	常設化 (予算決算特別委員会)	5分科会 (常任委員会と同じ区分)	全員構成で審査 ※ただし、分科会での審査の実施も検討	予算決算特別委員会(分科会)で審査	予算決算特別委員会の分科会で審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サマーレビューについて7月に審議</li> <li>・施策管理評価票について8月に審議</li> <li>・オータムレビューについて11月に審議</li> </ul>	予算決算特別委員会(全員構成)で審査(※ただし、分科会での審査の実施も検討)	審議時間の増加と事務量の増加への対応として、質問通告のない理事者は出席しない取扱いとすることや資料の電子化などで効率的・効果的に審査を進める